



オンラインメンタルヘルス相談支援における 個人情報・プライバシーに関する法的な課題

2023.06.25

オンラインメンタルヘルス相談支援システムの
社会受容性シンポジウム

大阪弁護士会 弁護士 小林正啓



メンタルヘルス情報の個人情報性

- アプリケーションから入力されたメンタル情報
- オンラインメンタル相談の内容
- 職場・学校でのストレスチェックの入力情報

→個人情報・プライバシー情報にあたる

メンタルヘルス情報は要配慮個人情報か？

個人情報保護法

2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう

個人情報保護法施行令

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 1.身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 2.医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- 3.健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

メンタルヘルス情報は要配慮個人情報か？

個人情報保護法

2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう

個人情報保護法施行令

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 1.身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 2.医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- 3.健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

メンタルヘルス情報は要配慮個人情報か？

個人情報保護法

2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう

個人情報保護法施行令

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 1.身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 2.**医師等により行われた**疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- 3.健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

メンタルヘルス情報は要配慮個人情報か？

個人情報保護法

2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう

個人情報保護法施行令

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 1.身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 2.医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
- 3.健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

メンタルヘルス情報は要配慮個人情報か？

個人情報保護法上の「要配慮個人情報」に該当しない場合もありうるが、

仮にそうであるとしても、法の趣旨に鑑み、

要配慮個人情報に準じた法的保護を必要とする機微情報として取り扱うべき。

要配慮個人情報に対する規律



本人の同意・第三者提供の禁止

個人情報保護法

20条2項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

5 学術研究目的

27条 第三者提供の禁止

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

個人情報取扱事業者；個人情報データベース等を事業の用に供している者

個人情報データベース等；個人情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等



「本人の同意」

「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A

Q 1－62

何歳以下の子どもについて、同意をしたことによって生ずる結果を判断できる能力を有していないものとして、法定代理人等から同意を得る必要がありますか。

A 1－62

法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

法定代理人とは

-
1. 親権者（原則両親。離婚の場合親権者（将来？））
 2. 未成年後見人
 3. 成年後見人



第三者提供の禁止



Q 15歳の子どものメンタルヘルス情報を、本人の同意なく、親権者等に提供することは許されるか？12歳の場合はどうか。

個人情報保護法

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合(※)であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

※児童虐待事例についての関係機関との情報交換(https://privacy-policy.jp/guideline/iryo/iryo3_5.pdf)

Q 「特に必要のある場合」とは？

A 例えば、児童虐待事例についての関係機関との情報交換

Q 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは？

A 障害者本人に十分な判断能力がなく、成年後見人等の法定代理人が選任されていない場合

例えば、本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めるまでもなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合や、本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない等の場合が考えられます。

連絡先を保有していないため本人への連絡ができない等の場合

製品の不具合が重大な事故を引き起こす危険性がある場合で、購入者に緊急に連絡を取る必要があるが、購入者が膨大で、購入者全員から同意を得るための時間的余裕もないとき

Q 15歳の本人がメンタルヘルス情報の第三者開示に不同意だった場合はどうすべきか？12歳ならどうか。

- 本人の自殺が切迫しているような緊急事態を除けば、本人が不同意である以上第三者提供は個人情報保護法上違法
- 個人情報保護法違反は、基本的に行政指導（148条）。刑事罰も民事罰もなし
- 個人情報保護法は所詮業法。金科玉条のように遵守することは疑問